

社会福祉法人栗東市社会福祉協議会 評議員及び役員の報酬等・費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として別表1の額を支給する。

2 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬として別表2の額を支給する。なお、通勤手当については、給与規程第10条の規定に準ずる額を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会への出席等、法人業務を行う場合に別表3の額を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 通勤手当については、給与規程第10条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める役員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(費用弁償)

第5条 評議員及び役員等が研修への出席等、職務のため出張したときは、別に定める役員旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を支給することができる。この場合、別表1・別表3の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第24条に準じた日とする。

(2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日付で改正し、平成29年4月1日に遡及し適用する。

別表1（第3条第1項関係）

評議員の報酬	日額 5,000円
--------	-----------

別表2（第3条第2項（1）関係）

常勤役員等の報酬	
会長	月額 80,000円
常務理事	月額 201,900円

別表3（第3条第2項（2）関係）

非常勤役員等の報酬	
理事	日額 5,000円
理事（副会長）	日額 6,000円
監事（税理士）	日額 15,000円
監事	日額 5,000円